

1734 - 40年の清とジューン=ガルの 講和交渉について

——キャフタ条約締結後の中央ユーラシアの国際関係——

澁 谷 浩 一

は じ め に

- 1 1720年代後半から1730年代前半にかけての清・ジューン=ガル関係概観
- 2 清とジューン=ガルの新たな講和交渉の開始
 - (1) 交渉開始に至る経緯と清側の姿勢
 - (2) フナイ使節の交渉とジューン=ガル側の姿勢
 - (3) チョイナムカ使節の北京行
- 3 乾隆帝の即位と交渉の展開
 - (1) 乾隆帝の即位と交渉の中断
 - (2) ツェリンによる使節派遣と講和交渉の再開
 - (3) ダシ使節の来京と清使節の派遣決定
- 4 最後の清使節のジューン=ガル派遣と講和の成立
 - (1) アクドゥン使節のジューン=ガルでの交渉
 - (2) ハリオ使節の2度の来京と講和の成立
 - (3) チベットへの使節派遣と貿易・遣使に関する規定

お わ り に

は じ め に

1740年に清の乾隆帝とジューン=ガルのガルダン=ツェリンの間で成立した講和は、17世紀末の康熙帝とガルダンの時代以来しばしば衝突を繰り返してきた両者が、初めて明確な形で平和友好関係を確立したという意味において時代を画する出来事であった。しかしながら、1745年のガルダン=ツェリンの死に端を発するジューン=ガルの内紛と政権崩壊、清によるジューン=ガルの征服・滅亡(1756)という大事件に注目が集まるためか、講和に至る経緯及びその内容については正確な理解がなされているとは言えない状況にある。

この時の講和交渉については、ジューン=ガルの歴史を扱った研究ではほぼ必ず言及される。中国側の研究は、準噶爾史略編写組（1985）を始めとして、その多くが辺疆民族史ないしは清朝と「藩部」の関係史という枠組みで論述され、清とジューン=ガルの国境画定については、国と国との「国境」ではなく、遊牧の範囲を定めたものであるとの立場が取られる⁽¹⁾。一方、ロシア側の研究では、Моисеев（1977）、Ходжаев（1988；2003）等の専論があり、中国側の研究とは対照的に、ジューン=ガルが独立勢力であることを前提に、講和の帰結を、国境画定を含む「条約」の締結という形で捉えるが、史料の限界があることも否めない⁽²⁾。また、ロシアとジューン=ガルの国境領土問題に焦点を絞った Боронин（2004：28）も、関連してこの時の清・ジューン=ガルの講和「条約」に言及し、18世紀前半のジューン=ガルが国境画定に対する明確な認識もっていたことの証左と位置付けている。この他、ジューン=ガル史の古典的著作である Златкин（1964：377-378）や、中央アジアの国際関係を扱った Гуревич（1983：96-98）、清の西方進出過程を扱った Perdue（2005：256-259）等では、講和交渉の経過については簡略に述べられるにすぎない。国内では、この講和を正面から論じた研究はまだなく、概説的な記述で言及される場合も、その内容にはかなりの幅が見られる⁽³⁾。

(1) 近年の清・ジューン=ガル関係史を扱った専著である李（2007：111）、清朝と藩部の関係の一部としてジューン=ガルを取り上げた柳（2009：121）、清がジューン=ガルへ派遣した使節に注目してこの時の講和交渉を論じた張（1995：361）のいずれも同様の立場をとる。この他の研究としては、乾隆朝の歴史を扱った周（2003：31-56）に比較的まとまった記述があり、また、曹（2010：60-73）は清の対外関係を扱う中で、対ロシア関係の一部としてジューン=ガルとの関係にかなりの頁を割いている。なお、この時定められた境界については、準噶爾史略編写組（1985：179）を始めとするかなりの数の研究が誤った捉え方をしており、事は講和内容の核心に関わるだけに問題であると言わざるを得ない。これについては第4章で論じる。

(2) 前者は主としてロシア側の史料に依拠した研究であり、後者はロシア側著作としては例外的に『方略』（漢文版）等の編纂史料をよく利用している点が評価できるが、編纂史料レベルの利用にとどまっていることも確かである。

(3) たとえば、佐口（1966：124）は、1737年にアルタイを界と定めたことと記すが、佐口（1986：314）ではハンガイ山の国境が1735年に定まったとする。一方、宮脇（1995：218）は、1739年にザブハン県東端のブヤント河を境とすることが決まったとし、別にオイラトとハルハの遊牧の領域が決められたことを記す。

筆者は、澁谷（2007）で、1720年代前半のジューン=ガル・ロシア・清の相互関係を中央ユーラシアの国際関係の中でとらえ、澁谷（2008）では、1723年から1726年にかけて行われた清とジューン=ガルの講和交渉が同時期の清とロシアの交渉と深いかかわりをもって進展したことを明らかにした。この時の講和交渉が未完に終わったのは、清がロシアから到着した使節団との国境画定交渉を優先させたためだった。やがて、清露間ではキャフタ条約が締結されるが、その後、清・ジューン=ガル関係は悪化し、ついに武力衝突に至る。本稿で取り上げる1734年から1740年にかけての講和交渉は、この戦争状態を終了させるためのものだが、1720年代に未完に終わった交渉の継続・完成という側面を持つ。

従来、当該時期の両者の関係は、主として『方略』や『実録』等の清側編纂史料により研究されてきた。本稿では、『使者檔』⁽⁴⁾を始めとする満洲語檔案史料を利用して、この時の講和交渉の経過を改めてたどり、最終的な講和内容——とりわけその核心をなす国境画定交渉の帰結——を明確にする。そして、ロシアを始めとする周辺勢力の動向を視野に入れ、この時の講和を中央ユーラシアの国際関係の中に位置づけてみたい。その際、特に注目するのは、キャフタ条約の影響である。従来の研究では、露清関係史の枠組みの中で、両者の関係に影響を与えた「ジューン=ガル問題」という捉え方がなされる一方、露清関係が清・ジューン=ガル関係へ与えた影響という視点での分析は十分ではなかった。ユーラシア東西の強国であるロシアと清の新たな条約の締結は、中央ユーラシア情勢に具体的にどのような影響をもたらしたのか。副題にあえて「キャフタ条約」の語を使用した所以である。

なお、本稿で利用する主な史料は清側満洲語史料であるため、日付については中国暦をそのまま示すことを基本とする。西暦については特に断りのない限り当時ロシアで用いられたユリウス暦を用いる。また、引用文中の [] は筆者が付加した部分である。

(4) この史料については澁谷（2010）を参照。以下『使者檔』からの引用については、満洲語から直訳し、満洲語史料の所在を示すこととする。

1 1720年代後半から1730年代前半にかけての清・ジューン=ガル関係概観

講和交渉の具体的な経過を論じる前に、前回の講和交渉の終結以降、新たな交渉開始に至るまでの清・ジューン=ガル関係の推移を、周辺勢力との関係も含めて概観しておきたい。

康熙年間以来の敵対関係を終わらせるべくジューン=ガルとの国境画定を含む全面講和を目指した雍正帝は、雍正4（1726）年3月、ロシアからのヴラディスラヴィチ使節団の到来を機に、これも康熙帝以来の懸案であったロシアとのモンゴル北方の国境画定を優先する形でジューン=ガルとの国境画定を断念した（澁谷2008）。ロシアとの交渉は複雑かつ長期にわたったが、雍正5年7月（1727年8月）に国境画定条約であるブーラ条約が締結され、すでに北京での交渉で概ね合意に達していた貿易等の諸条項をも含む総条約がキャフタ条約として雍正6年5月（1728年6月）に最終的に締結される（澁谷2003）。モンゴル北方の清露間の国境は確定し、両国関係は堅固となった。

一方、ジューン=ガルでは1727年にツェワン=ラブタンが急死し、後を継いだガルダン=ツェリンは清とロシアに使節を派遣して自らの即位を伝え、雍正帝に対しては、父ツェワン=ラブタンの供養のためにチベットへ使節を派遣することを願い出た（『方略』巻17、雍正5年12月甲午の条；Монсеев 1998：52-55）。雍正5年12月にガルダン=ツェリンからの使節トレイを迎えた雍正帝は、チベットへの使節派遣要求を認めず、かつての講和交渉でもその引渡しが争点となった青海ホシュート王公ロプザン=ダンジン——雍正初年に清と敵対して敗れ、その後ジューン=ガルへ逃亡していた——の返還を改めて要求する勅書をガルダン=ツェリンに送った⁽⁵⁾。そして、ちょうどこの時混乱の様相を見せていたチベット情勢への対応として、チベットへの介入とともに、チベットに影響力

(5) 「雍正疎摺」民族類，西藏・蒙古，案巻号139，漢訳は『雍正全訳』1565-1566頁。1723-26年のロプザン=ダンジンの返還を巡る交渉については、澁谷（2008）を参照。ロプザン=ダンジンと清の関係については研究が多数あるが、ここでは最新の齊光（2009）をあげておく。

を持つジューン=ガルへの武力行使を決意する（柳2008：73）。ジューン=ガル側の代替わりによる混乱の隙を突こうとの狙いがあった訳だが、この時すでにロシアとの関係が確固としたものになっていたという背景には注意が必要であろう。

その後、清とジューン=ガルの間では緊張が高まり、雍正8年5月に再度来京したトレイ使節を送り返す際には、清側は最後通牒とも言うべき強硬な理藩院名義の行文を送付した。この時ジューン=ガル側は、ロブザン=ダンジンを送り返そうとして途中で清軍の進撃を聞いて引き返したという説明をしたのだが、清側はこれを強く非難した上で、改めてロブザン=ダンジンの返還を要求、さらに、ハルハと同様の受封及び旗・佐領への編成受入れを求め、派遣した清使節をバルクルまで80日以内に迎えに来なければ武力行使を行うと宣言したのである⁽⁶⁾。その一方で、清側は対ジューン=ガル戦を有利に進めるべく、外交工作を行った。ロシア及びトルゲートへの使節派遣がそれである⁽⁷⁾。新帝即位の祝賀という名目での2度にわたるロシアへの使節派遣により、清側はロシアの理解と協力を求めた。また、ロシアへの使節派遣と同時に、オイラト=モンゴルの一派であり、当時カスピ海北岸にあってロシアの影響下に入りつつあったトルゲートに対しても、ロシア経由で使節を派遣した。雍正7年5月に最初のロシアへの使節である托時使節に同行して北京を出発した満泰使節は、トルゲートに赴き、対ジューン=ガル戦争への共闘を求めたが⁽⁸⁾、2度目の采保使節はロシアへの入国を許可されず、清側の狙いは達成されなかった。ロシアはキャプタ条約を結んだばかりの清との友好関係を重視する一方で、現状維持を基本方針として清の対ジューン=ガル戦争への協力を積極的に動くことはなかったのである。

清とジューン=ガルは、雍正8年12月のジューン=ガル軍による^{クウェシントツ}科舎図の卡

(6) 「雍正硃摺」民族類、蒙・藏、案巻号199、漢訳は『雍正全訳』1981-1983頁。

(7) 雍正年間に派遣された清のロシア・トルゲートへの使節についてはいくつかの研究があるが、ここでは最新の松浦（2011）及び野田（2011：89-96）をあげておくにとどめたい。

(8) 清はトルゲートのみならず、ジューン=ガルと敵対するカザフ等の周辺勢力も対ジューン=ガル戦争に引込もうとしていた。野田（2011：90-91）参照。

倫(哨所)襲撃を契機に本格的な戦争状態に入り、翌雍正9年には、ホトン=ノール付近での戦闘で清軍はジュン=ガル軍に敗北を喫する。ところが、雍正10年秋、ハルハに侵入したジュン=ガル軍はハルハ王公ツェリン等に率いられたハルハ軍に撃退され(エルデニ=ジョーの戦い)、戦況は一転して清側に有利となる。ただ、その後大きな動きはなく、戦線は膠着状態となった(李2007:126-136)。講和交渉はこのような状況の中で始まるのである。

最後にこの間のジュン=ガル・ロシア関係についても整理しておく⁽⁹⁾。ガルダン=ツェリンからの最初の使節ボルジの派遣以来、両者の間では継続的に使節の交換が行われた。すなわち、帰還するボルジにはトボリスクからシベリア県知事により派遣されたエティゲロフ使節が同行し、これに対して、ジュン=ガルからツォイナムキ使節がエティゲロフに同行してロシアへ向かった。ロシア・ジュン=ガル間の交渉では、ジュン=ガル側からのシベリアでの自由貿易の要求、ロシア側からのかつてジュン=ガルに奪われた捕虜・金品の返還要求が主要議題であった。ロシア皇帝あての親書を持参して1730年6月にサンクト=ペテルブルクに迎えられたツォイナムキは、条約締結のためのロシアからの高位の使節派遣を要請した。すでに緊張状態に入っていた清との関係を背景に、ガルダン=ツェリンはロシアとの友好関係の確立を急いだのである。ツォイナムキ使節に同行してウグリモフ使節がジュン=ガルに到着したのは1732(雍正10)年4月24日のことで、すでに清とジュン=ガルの戦端は開かれていた。わずか3日後の同年4月27日には、上で述べた清からロシアへの2回目の使節である^{デシン}徳新使節がサンクト=ペテルブルクへ到着している(Бантыш-Каменский 1882:200)。まさに当時の中央ユーラシアの国際関係を象徴するような使節の相互訪問であると言えよう。ウグリモフは、シベリアのロシア貢納民からのジュン=ガルによる徴税の禁止、捕虜の返還、通商条約の締結等を任務としたが、ジュン=ガルの対清戦争を背景に、捕虜の一部返還、双方の商人による無税貿易の合意等の成果をあげた。一方ジュン=ガル側は、ロシアに対して国境問題の解決、対清戦争への軍事協力を要請したが、これらの問

(9) 以下ロシアとジュン=ガルの関係については、特に注記しない限り Моисеев (1998:52-101) による。

題については、ウグリモフは合意のための訓令を受けておらず、返還を認められた捕虜と新たなジューン=ガル使節ズンドウイザムソを伴い1733年3月帰路に着いた。ガルダン=ツェリンはこのズンドウイザムソ使節が帰還する前に講和を呼び掛ける清使節を迎えることになるのである。

2 清とジューン=ガルの新たな講和交渉の開始

(1) 交渉開始に至る経緯と清側の姿勢

この時の交渉については、エルデニ=ジョーでの敗戦で苦境に陥ったジューン=ガルが清に対して講和を求めたことから始まったとする説明がなされることがある⁽¹⁰⁾。交渉がどのように始まったかはその後の経過を考察する上でも重要なので、始めに確認しておきたい。

雍正12年正月、ジューン=ガルからの投降者を通じて、ガルダン=ツェリンが講和を望んでいるとの複数の情報が清側に伝えられた。この時、雍正帝は、ジューン=ガル側の策略であり真意ではないとして、軍事作戦の手を緩めるべきではないとの指示を出している（『方略』巻35、雍正12年正月甲申の条）。その後5月になって、前線の将軍たちを北京に呼び、今年の進軍を一時中止して使節を派遣するとの案について詳議するよう命じた（『方略』巻35、雍正12年5月乙未の条）。北京に召集した将軍達と軍機大臣の議論でも意見が分かれたことを受けて、7月20日、雍正帝は上諭を下し、王公滿漢文武大臣に改めて共同で議論するよう命じた。その結果、7月25日にやはり軍事侵攻を行うべきであるとする強硬案と使節派遣を通じて和平を追求すべきであるとする2案が上奏された。雍正帝はこれを受けて、康熙帝とツェワン=ラブタンの対立以来のジューン=ガルとの関係を振り返り、すぐにジューン=ガルを制圧することが困難な現状、また将兵への負担を考慮し、使節を派遣して和平を追求するとの上諭を下したのである（『使者檔』：2-35）。この間ジューン=ガル側からの具体的な動きはな

(10) 清代の著作である『朔方備乘』（巻4）、『聖武記』（巻3）、『国朝柔遠記』（巻4）等ではいずれもこのように説明され、Моисеев（1977：5）、準噶爾史略編写組（1985：177-178）、佐口（1986：314）も同様の立場をとる。

かった。

以上の経緯から明らかなように、和平遣使への方針転換はジューン=ガル側からの申し出への対応ではなく、——投降者等からもたらされる情報が決断を下す際の判断材料となったことは確かであろうが——あくまでも雍正帝の主体的な判断だった。上諭では触れられていないが、戦争の長期化による膨大な軍事費支出という経済的要因が存在したことは言うまでもなく⁽¹¹⁾、また、前章で述べたように、戦いを有利に進めるための外交工作が実を結ばなかったという現実も影響しているだろう。将軍・大臣達の間にある強硬意見を振り切る形で、雍正帝はジューン=ガルとの和平構築に再度取り組む決断をしたのである。

使節団は侍郎^{フナイ}傅鼐、内閣学士^{アクドゥン}阿克敦、副都統^{ロミ}羅密の3名が主要人員であった。正使格のフナイは満洲鑲白旗人で〔清史列伝〕巻15)、雍正帝即位前のいわゆる藩邸旧人の一人である⁽¹²⁾。アクドゥンは満洲正藍旗人、康熙48年の進士で、後述するように、乾隆年間に入って正使として再度ジューン=ガルに派遣される⁽¹³⁾。ロミは蒙古旗人ではないと思われる⁽¹⁴⁾。

この時使節が携行したガルダン=ツェリン宛の勅書において雍正帝は、ジューン=ガル側がロブザン=ダンジン返還要求に応えず、突然兵を起こしたことを非難する一方、清側にジューン=ガルを滅ぼす意思はなく、アルタイに出兵していた北路の兵をすでに撤退させたことを告げ、派遣した使節と講和を議論するよう求めた〔使者檔〕：39-44)。

(11) 対ジューン=ガル戦争の経済的側面については、香坂(2004)に詳しい。

(12) 藩邸旧人については鈴木(2001)を参照。

(13) 〔清史列伝〕巻16。嘉慶21年出版の『徳蔭堂集』には2回の使節行の奏摺が漢訳所収されている。なお、張(1995：357)は、朝廷からの信任の厚さ、『徳蔭堂集』にアクドゥン名義の奏摺が収録されていることを理由に、雍正年間の使節行についても実質的な中心人物はアクドゥンであったとする。しかし、この時の満洲語奏摺の上奏主体はあくまでもフナイであり〔使者檔〕：94)、また、両者はともに雍正年間に入って一時失脚した後、対ジューン=ガル戦で功績をあげている点に共通点が見られる。穿った見方と言えよう。

(14) 確証はないが、モンゴル語年代記『蒙古世系譜』の著者として知られるロミではないかと考える。同書は1735年(使節行の翌年)の編纂で、当時のモンゴル年代記には珍しくハルハとジューン=ガルの関係を記しているとされるが(森川2007：386-388)、ジューン=ガルへの使節行の経験が記事内容に影響を与えたということも考えられよう。

交渉に当たって、この勅書以外に、口頭で伝える上諭6件及び使節の言葉として伝える内容5件が用意されたが、軍機大臣の奏片（『使者檔』：38）によれば、これらは前回、すなわち雍正3年に派遣された衆ジュンフオボ弘保使節が携行した11件を一部改めたものであるという。新たな講和交渉は1720年代に成就しなかった交渉の継続・再開であった。

前回の使節行からの最も大きな方針転換はロブザン=ダンジンの扱いであり、返還を求めないという前回の上諭をそのまま引いた後、今回は返還を求めるべきであることが記される（『使者檔』：58-62）。清側は、ガルダン=ツェリン即位後は一貫してその返還を求めており、講和交渉の開始に当たってもその姿勢を変えなかったことになる。

この他には、上述の雍正8年の強硬な理藩院書簡送付についての釈明（『使者檔』：80）等、こじれた関係の修復を図るための平和的姿勢を強調する文言が並ぶ。ガルダン=ツェリンに仏法の教えを守ることを説く上諭（『使者檔』：54-57）及び講和の暁にはオイラトとハルハ、さらには清朝宗室との通婚を認める上諭（『使者檔』：78-79）等は、前回使節行のものがそのまま使われたようである。一方で、チベットに青海ホシュートのハンが関与した混乱の歴史を振り返った上諭には、チベットへのジュン=ガルの介入は許さない旨の語が加えられており（『使者檔』：45-53）、チベットとジュン=ガルの関係を断ち切りたい清側の思いが窺える。ただし、以上の内容からは、肝心の国境画定について清側がどのような姿勢で臨もうとしたのかは分からない。以下使節の交渉の様子を具体的に見ていこう。

(2) フナイ使節の交渉とジュン=ガル側の姿勢

交渉の様子は、雍正13年2月18日付けのフナイ等の奏摺に詳細に記されている¹⁵⁾。使節一行は雍正12年8月に北京を出発、12月12日にガルダン=ツェリンのもとに到着した。13日に勅書と贈物を渡した際には、ガルダン=ツェリンは、何のために来たのかを問い、清側は講和のためであることを告げている。

¹⁵⁾ 『使者檔』：94-128。以下頁数をいちいち注記しない。なお、奏摺の日付は帰路ジュン=ガル側の領域を出た2日後に当たる。

15日にはガルダン=ツェリンとの間で勅書の内容をめぐる議論がなされ、それぞれの立場を主張しあった。ジューン=ガルの地を奪うつもりはないとの雍正帝の勅書の言葉に対し、ガルダン=ツェリンは、「本当に我等がジューン=ガルを奪おうという考えがないのなら、これほどの年人馬を苦勞させ軍を動かしたことはまさかざれごとだといふのか」と強い調子でその矛盾をつき、また清軍のジューン=ガル攻略の困難さを指摘した。ジューン=ガル側から和を求めた様子は全く認められないことが改めて確認できよう。

28日には国境画定に関する本格的な議論が行われた。清側は雍正帝の言葉として、

先にアルタイ山稜のこちらハダオリ、ハダ=チンギル・ブラ=チンギル⁽¹⁶⁾の2箇所の湾曲の地を、中間として空き地にしたいと言っていた。老タイジ [=ツェワン=ラバタン] はこの2箇所の湾曲の地を空き地とすればわが牧地が狭くなると言い請うたので、界を定めなかった。今、老タイジの請うた2箇所の湾曲の空き地とする地をタイジ汝のものとなし、アルタイ山稜を界としよう。こうすれば、ハルハ、オイラトが混在して住むことがなくなり、争い・いさかいのことがなくなる。

と告げた。雍正3年の交渉の際、清側は、アルタイ山脈の北部と南部の2箇所の「湾曲」部——主たる山稜を結ぶ線から大きく外れる部分を清側はこう表現した——に中間地（緩衝地帯）を設けて双方とも居住しない、という提案をした（瀧谷2008：39）。この場合の「湾曲」地はアルタイ山脈の西方部分であり、ジューン=ガル側には不利な案だったが、清側はそこから一歩譲歩した形の案を当初から提示したのである。

これに対して、ガルダン=ツェリンは、アルタイはオイラトの地、父祖の牧

(16) 原文は「habdali, hada cinggin bula cinggil」。後の北京でのチョイナムカへの勅（『使者檔』：216）を始め、同じ内容を伝える史料はすべて「hadaoli, hada cinggil bula cinggil i juwe ba」とあるので修正した。なお、『方略』巻37、雍正13年閏4月丁酉の条に引かれるガルダン=ツェリンへの勅書では、これらの地名を「3箇所」と捉えているが、近接するハダ=チンギルとブラ=チンギルを1箇所と見なすのが本来の言い方であり、『方略』は単純に地名の数に合わせて修正してしまったものと考えられる。

地であるとして、アルタイ山脈を境界とすることに難色を示し、さらには、「今でもロシアは我等と界を定めていないが、またこのように平和友好的に暮らしている。界を定めることは全く小さなことだ」と、ロシアとの関係を引合いに出して、国境画定そのものを拒否する態度を示した。そして、新たな使節の北京派遣を告げ、早々と交渉の打ち切りを宣言したのである。ロブザン=ダンジンの返還については、講和が成立した後に改めて議論するという態度をとった。

その後、ジューン=ガル側大臣たちが清使節のもとを訪れる形で事実上交渉は継続された。その中で、ジューン=ガル側はアルタイ山脈東方に中間地を設けることを提案したが、具体的に提示したのは、ジェルゲ、シラ=フルス等の地¹⁷⁾であった。清側はこれを受けて、アルタイ東方に中間地を設ける案を雍正帝の上諭という形で次のように具体的に示した。

……アルタイ山稜を界となし定めるなら、汝等オイラト等を、アルタイ山稜を越えさせず遊牧させ、我等ハルハ等を、先に老タイジが界としてほしいと請うたコブド河のフスン=トホイ、ドルドホイ=ククイ山の北側からタンヌ山の北側にあるハラ=バルルクを越えさせず遊牧させ、この中間とした地にハルハ、オイラト等少数の人が行って狩猟するがよい。我等はロシアと界を定める時、また地を空き地として大変よくなった。

ここで清側が提示したアルタイ山脈東方の境界線は、雍正3年の交渉の中で、最終的にツェワン=ラブタンが清側に提案した国境画定案そのものであった¹⁸⁾。引用部冒頭にあるように、清側案はあくまでアルタイ山脈を国境とすることを前提としており、ここで示されているのはハルハの牧地の西辺なので、ツェワン=ラブタンの案そのものという訳ではないが、ジューン=ガル側に譲歩する妥

17) これらの地名の正確な位置は不明であるが、後に北京を訪れたチョイナムカ使節の説明によれば、ケム=ケムチク、タンヌ山とバルクルを結ぶ線上にあったことは確かであり（『使者檔』：194、雍正13年4月26日、領侍衛内大臣慶復等のチョイナムカとの会談の記録）、コブド河とジャブカン（ザブハン）河の中間付近を通る線上にあったものと推測される。

18) 「雍正硃摺」民族事務類、案巻号1144、雍正4年2月22日付けのジュンフォボー等の奏摺。漢訳は『雍正全訳』1289頁。

協案を清側はあらかじめ用意していたのである。

この上論の中でもう1箇所注目したいのが最後の一文である。キャフタ条約によるロシアとの国境画定の際には、距離を置いて対峙する双方の既設カルンの中間を国境とする形が取られ、双方のカルンの間は事実上の無人地帯となった¹⁹⁾。先にガルダン=ツェリンは国境を画定しない理由としてロシアとの関係をあげたが、清側は逆にロシアとの国境画定の方法に言及してジューン=ガル側を説得しようとしたのである。このようなやりとりはこの後も繰り返される。

その後の交渉においても、ジューン=ガル側は清側の案に同意せず、ジェルゲ、シラ=フルスの地を国境線とすることにこだわった。結局当初のガルダン=ツェリンの言葉通り、新たな使節が清へ派遣されることになった。フナイらは雍正13年正月12日、ジューン=ガル使節チョイナムカ²⁰⁾とともにジューン=ガルの地を後にした。

(3) チョイナムカ使節の北京行

チョイナムカ使節が北京に到着する前に、雍正帝とハルハ王公ツェリンの間でやりとりがあった。ツェリンは、幼少から清朝宮廷で育てられ、康熙帝の娘を妻として「エフ（娘婿）」の称で呼ばれた「清朝によって意図的にとりたてられてきた」(岡1986:169)ハルハの王公である。ロシアとのブーラ条約締結の際にも中心的な役割を果たし、ハルハに侵入したジューン=ガル軍撃退に功を上げたことは第1章で述べたとおりである。今回のジューン=ガルとの講和交渉でも最後まで大きな役割を果たすことになる²¹⁾。

雍正帝は、フナイ等の報告を受けて、雍正13年3月6日、ガルダン=ツェリ

(19) このような形での国境線の成立過程については柳澤(1989)に詳しい。

(20) チョイナムカという名の使節は、雍正元年正月にも北京を訪れている(澁谷2007)。また、第1章で述べたように、1730-31年にはロシア語史料にツォイナムキと記される使節がロシアに派遣されている。ジューン=ガルから清とロシアに同一人物が派遣された例としてポロフルガ(ポロクルガン)使節があり(澁谷2008)、確証はないが、チョイナムカとツォイナムキが同一人物である可能性は高いと考える。

(21) 講和交渉におけるツェリンの役割については、周(2003:37-51)が詳しく取り上げている。

ンの提案の是非、地名に関する詳細について、使節の北京到着以前に知らせるようツェリンに求めた（『使者檔』：130-132）。ツェリンはこれに対して、4月8日呈覧の奏摺で、ハルハの遊牧が及んでいないジェルゲ、シラ=フルス等の地をハルハの遊牧境界とすることに問題はないが、その外側にあるカルンについてはそのまま残すべきこと、オイラトの遊牧地の界はアルタイ西麓のエルチスを越えないことが望ましいが、それが無理ならアルタイ山稜とすべきで、アルタイを越えさせてはならないこと等を述べている（『使者檔』：140-147）。さらに注目されるのが3月27日の上諭であり、そこには、

我思うに、ジューン=ガルと界を定めることを議決した後、ガルダン=ツェリンに彼等ジューン=ガルのやや高位の人を派遣させ、我等が派遣した大臣達とともに見て土地を指示して境界を立てるがよい。そこで、ハルハのジャサクラについても派遣して [大臣達と] 一緒に送るべきか否かを、エフ=ツェリンに密かに文を送って意見を求めよ。……ハルハのジャサクがいれば有益であると言うなら、そのよく知った人で、物事がわかり、土地に詳しいやや高位のジャサクラを派遣して上奏するがよい。……（『使者檔』：156）

とある。雍正帝は、講和交渉の妥結後、現地に大臣を派遣して国境を厳密に定めることを想定していたのである。前回の交渉の際も雍正帝はそのように考えていたのだが（澁谷2008：41-44）今回は、ハルハのジャサクを派遣するのであれば、誰がよいかという具体的な人選まで命じている。この時雍正帝の頭にあったのはロシアとの国境画定であったと思われる。キャフタ条約締結交渉においては、交渉における合意（ブーラ条約）を受けて、直ちに双方が現地に官員を派遣して詳細に国境を定め、アバガイトゥ、セレンガ両国境画定議定書を締結したのである（Бантыш-Каменский 1882：141-148）。なお、さらに付言すれば、この3カ月程前、雍正12年12月20日付で、キャフタ条約で未決とされたウディ河流域の国境画定を改めて求める書簡が清からロシアへ発送されている²²⁾。こ

22) この地域はネルチンスク条約の際に未決とされ、キャフタ条約締結交渉においても現地情報の不足を理由にロシア側が画定の延期を主張した。この時の清側書簡の原本が АВПРИ, ф. 62, оп. 1, 1735, д. 2, л. 13, 16-17（清側控えは「録副」12：

の時は、ロシア人侵入に関する現地からの報告²³⁾が書簡発送の契機となったのだが、国境画定に対する雍正帝の強い意欲を認めない訳にはいかない。

さて、ツェリンはこの雍正帝の指示に対して、ハルハの人間を参加させた上で、ジューン=ガル側の主張を受け止め、道理をもって決断すれば、ジューン=ガル側は雍正帝の措置に感激して後々のために利益があるとし、ジャサクト=ハンのゲレク=ヤンピル他数名の名を上げている（『使者檔』：158-162，雍正13年4月26日呈覽の奏摺）。この意見に見られるように、ツェリンはハルハ王公を代表する立場でありながら、ハルハの利益擁護に固執することなく、現状に基づき、相手の立場も考慮して妥協点を探ろうとする姿勢をこの後も一貫して見せている。

チョイナムカを北京に迎えた雍正帝は、ジューン=ガルに対するさらなる譲歩を用意していた。それはロブザン=ダンジンの扱いである。雍正帝は、4月25日に乾清宮でチョイナムカに謁見を与えた際、これまでのいきさつを振り返った上で講和の重要性を訴え、ロブザン=ダンジンに関しては無理に返還を求めないことを告げたのである（『使者檔』：183-192）。前回の交渉の際も、清側は同様の姿勢を見せたが、ガルダン=ツェリンの即位以来、返還を求め続けてきたことを考えれば、これはやはり大きな譲歩と言えるであろう。

4月26日の領侍衛内大臣キンフ等との交渉においても、フナイ使節との交渉の時と同様、ジューン=ガル側は、ジェルゲ、シラ=フルスを国境とするよう主張しながら、一方で国境を定める必要がないという論を展開した。ガルダン=ツェリンの言葉として、ロシアとは国境を定めていないことを強調するチョイナムカに対して、キンフ等はロブザン=ダンジンの扱いに関する譲歩を強調した後、次のように言った。

汝等ジューン=ガルがロシアと界を定めていないと言うなら、我等が国はロシアとともに平和となって界を定めて以来、これほどの年、界のこちらの者達は全く争いのことがない。今に至るまで平安を求め安楽に暮して使臣商人が往来している。永遠に平和友好になりたいなら、界を定めないこ

2364-2368，漢訳は『選編』：627-629）にある。

23) この報告が北京に届いた背景については、松浦（2006：177-178）を参照。

とができようか。これは特に双方に永久に益があることだ。……（『使者檔』：196，キンフ等のジューン=ガル使節との会談の記録）

ともにロシアとの平和的な関係を強調しながら、全く正反対の主張をしていることになる。ただし、この時のジューン=ガル側の態度については注意を要する。第1章で述べたように、ジューン=ガルは清との武力衝突を背景にロシアとの関係強化を狙い、ズンドウイザムソ使節を派遣していた。ロシアから明確な返答が届いていないこの段階では、ジューン=ガルはなおロシアとの関係改善を優先していたはずであり、清側の講和提案にすぐに同意する可能性は低かったと思われる。フナイ使節との交渉でガルダン=ツェリンはわずか1日で交渉を打ち切ろうとする態度を見せたが、背景にはこのような事情があったのである。

清側は、閏4月1日の交渉で雍正帝の上諭という形で最終案を提示する。

私は今、特に衆生を安楽にするためにこの2箇所の湾曲の地をすべて汝等のものとし、ただ、ケムチク、ハン=テンゲリからアルタイ山稜に沿ってソルビ嶺を下り、ハブダク、バイタクの2箇所の間を通過してウラン=ウスを通過し、ガス口に至るまでを界となし、また、彼の父の請うたフスン=トホイ、ドルドホイ=ククイからハラ=バルルクに至るまでをともに間として空き地となした。（『使者檔』：203-204）

前半が清側の言うアルタイ国境の詳細である。キャフタ条約で画定したロシアとの国境の西端は、ハン=テンゲリ上流北方のシャビナイ嶺であり、清側はロシアと画定した国境線に接続する形でジューン=ガルとの国境画定を意図していたのである。これに加えて山脈の東方に中間地を設けるこの案は、清側から見れば、全体として雍正3年の交渉時におけるツェワン=ラブタンの要求をほぼ認める内容であり、これ以上の譲歩はあり得なかった。雍正帝は新たな使節を派遣することなく、勅書を与えてチョイナムカを送り返した。閏4月16日、チョイナムカ使節は北京を出発した（『使者檔』：249）。

3 乾隆帝の即位と交渉の展開

(1) 乾隆帝の即位と交渉の中断

雍正13年8月、雍正帝が急逝し、講和交渉は後を継いだ乾隆帝に託されることになった。ツェリンは9月21日付の奏摺で、新帝即位の機会にジューン=ガルへ使節を派遣することを提言したが、即位後もない乾隆帝は、すでに伝えるべき事は伝えてあるとして認めず、ジューン=ガル側の動きを待つことになった（『録副』28：012）。

そして、乾隆元年正月、チョイナムカが再度の来京を果たす。雍正帝宛のこの時のガルダン=ツェリンの奏文では、なおジェルゲ、シラ=フルスの地を国境とすることが主張されており、新たに即位した乾隆帝は、乾隆元年正月17日にチョイナムカに下した上諭の中で、「先のことから甚だ相違し、全くだめになった²⁴⁾」と厳しい言葉を与えている。ガルダン=ツェリン宛てに用意された勅書は、雍正帝の案にしたがって国境を定めるべきこと、その場合には使節を派遣し、そうでないならば遣使は不要であるとの言葉で締めくくられていた（『使者檔』：359）。

この時、勅書を交付するに当たって、清側は事前にその内容をチョイナムカに読み聞かせていた。乾隆帝は、ジューン=ガルとハルハの牧地が近接することへの危惧から、ハルハの牧地を内側に移す可能性に言及しているが、その一方で、「元々置いたカルンは動かさない」事を述べている。チョイナムカは、この勅書の内容について、カルンのことは初耳であるとしてその位置を訪ねるとともに、「牧地の辺をジェルゲ、シラ=フルスから越えさせずに、カルンは〔牧地の辺を〕越えて置かならば、〔矛盾する〕二つのやり方となる」と主張した。清側は、コブド周辺にあるこれらのカルンは界のこちら側を巡察するためには少数の人間が駐屯するもので、撤することはできない、と答えているが²⁵⁾、

²⁴⁾ 『使者檔』：310。この部分は『方略』巻40に掲載された上諭では省略されている。

²⁵⁾ 「準噶爾來使議事檔」：76-83、乾隆元年2月22日付け都統莽古里等の奏摺。コブド周辺のカルンについては、2章第3節で引用した雍正13年4月8日呈覧のツェリ

このカルンをめぐるやりとりがこの後の講和交渉を長引かせる要因となるのである。2度目のチョイナムカ使節の来京は何ら成果なく終了し、講和交渉は事実上頓挫した。

このチョイナムカ使節帰還後のジューン=ガル情勢を伝えるのが、乾隆元年11月3日付けのツェリン等の奏摺である。そこには、トルグート出身のジューン=ガルからの投降者チョルドイ等から聞き出した情報が記されている²⁶⁾。それによれば、チョイナムカ使節は乾隆元年5月1日にイリに帰還し、ガルダン=ツェリンは王公大臣等を集めて会議を行ったという。小ツェリンドンドブを始めとして、清側の案を受入れ、アルタイを国境とすべきだとの意見が出ると、ガルダン=ツェリンは、アルタイは元々ジューン=ガルの地で、父の時代以来長い間清と争ってきた、と不快感を示し、こちらから攻めることをしない持久戦術で戦力を回復すれば清と対抗できるとして、「アルタイを放棄することなどできようか」と述べたという。ジューン=ガル内部に平和を望む声がある一方、ガルダン=ツェリン自身はなお強硬な姿勢を崩していないことが窺える²⁷⁾。

(2) ツェリンによる使節派遣と講和交渉の再開

ところが、ガルダン=ツェリンは、翌乾隆2年4月、前年の秋に捕虜としたハルハ人2名の返還と合わせてツェリンに書簡を届けてきた。そこには、アルタイを越えてはいけないという大ハンの論旨は、近接するオイラトを疑ったハルハの人々が清側大臣に訴えた結果であるとし、今後問題が生じないように、ハルハのカルンを内撤するよう大臣を通じて大ハンへ上奏してほしい旨記されていた。

先にロシアとの関係強化を目指して派遣されていたズンドウイザムソ使節が、

ンの奏摺に述べられていた。コブド、ブヤントウ河周辺では、康熙50年代半ば以降対ジューン=ガル軍事作戦の進行とともに、耕種・駐兵が始められており（『聖祖実録』巻268、康熙55年閏3月庚辰の条）、これ以降にカルンの設置が行われたものであろう。

26) 「録副」28：145-147。『方略』巻42、乾隆元年十一月壬申の条に簡略な記事載せる。

27) 『方略』の当該箇所では、和平の意見に対して、ガルダン=ツェリンは「意が定まっていない」と記されるだけである。

ロシアから満足のゆく返答をもらえないままロシア使節を伴うことなくサンクトペテルブルクを後にしたのは1735（雍正13）年7月頃のことである²⁸。この使節がいつ頃ジューン=ガルに帰着したかは不明であるが、ロシアとの関係強化が困難になった以上、ガルダン=ツェリンにとって清との講和交渉の再開は必須であった。清側の案を受入れないなら遣使は不要であるとの乾隆帝の姿勢を前にして、ガルダン=ツェリンは乾隆帝ではなく、ツェリンに使者を派遣するという苦肉の策をとったのである。

一方の清側も交渉の再開を求めている。ツェリンからの報告で事情を理解した清側はツェリン名義の書簡を作成し、ツェリンを通じて清側の意向をガルダン=ツェリンに伝えることにしたのである。書簡では、清側にはアルタイ領有の意思はないこと、ただし、カルンの移動はできないこと等乾隆帝の意思が改めて説明され、最後に新たな使節派遣を促す文言が添えられた（『使者檔』：388-399）。慎重に使者を選定してガルダン=ツェリンのもとへ書簡を届けるよう命じられたツェリンは、乾隆2年7月2日呈覧の奏摺の中で、配下の協理タイジ額黙根^{エメゲン}等を選び、書簡の内容、ジューン=ガル到着後の言動、確かめるべき事項等、必要事項を十分指示して派遣したことを報告している（『使者檔』：404-405）。あくまでもツェリンからの派遣という形ではあったが、エメゲン使節はその後の交渉の展開に重要な意味を持つ使節となったのである。

エメゲン使節のジューン=ガルでの交渉の様子は、乾隆2年11月17日付け（25日呈覧）のツェリンの奏摺に詳細に述べられている。エメゲン使節は、ツェリンの書簡を届ける目的で来たことを重ねて強調し、ガルダン=ツェリンへの面会は命じられていないとの態度をとったが、これは表面的なもので、最終的にはガルダン=ツェリンに面会し、その真意を確認した。ガルダン=ツェリンは、エメゲンに対し、アルタイ山脈を越えるつもりはないこと、ただ、ジューン=ガルの牧地であるアルタイを無理やり奪おうとする清側の姿勢に不満を抱

²⁸ 外務参議会の記録によれば、ズンドゥイザムソ使節に対し、ロシア側の最終的な回答——ジューン=ガル側の国境画定要求に対する拒否回答を含む——が伝えられたのは、1735年7月29日（雍正13年6月21日）のことであった（PDO：68）。Моисеев（1998：100）ではこの日付が7月19日となっている。

いていること、使節を派遣してくれれば妥協点を見出して界を定める用意があることを告げた（『録副』28：235-237）。ツェリンを通じての呼び掛けに呼応する形でガルダン=ツェリンはエメゲンにダシ使節を同行させた。

(3) ダシ使節の来京と清使節の派遣決定

ダシ使節は乾隆3年正月到北京に到着した。清側はガルダン=ツェリンの奏文を甚だ恭順であるとし、即座に新たな使節の派遣を決定する。しかしながら、この時の奏文内容そのものは、簡略かつ曖昧なものであった。ダシ派遣に至る経緯を述べた後、次のようにある。

昔から今に至るまでアルタイは我等の牧地、ハンガイはモンゴルの牧地ということすべてみな知っている。今、アルタイの向こうに我等のウリヤンハイ等が遊牧して住んでいる。アルタイのこちらに我等の人が遊牧して住んでいる。この二つの地方の者をこちらに収め連れてくれば、元々我等が遊牧して住む牧地であるのに、わが土地は狭く収まらなくなり全く方法がない。もし、モンゴルの牧地が今ある土地にあり、我等の牧地もまた元のようにあれば、誰・何と引っ張ることなく平安になるように思う。（『使者檔』：444⁽²⁹⁾）。

要するに、アルタイをジューン=ガルの牧地に、ハンガイをハルハの牧地と言っているだけであり、アルタイ山脈を国境にすることはもちろん認めていない。以前のようなアルタイ東方の具体的地名がない分曖昧になっているだけで、清側の案に歩み寄っているとは到底言えない。清側は、エメゲンの報告、今回の使節受入れの主体となったツェリンの意見等も含めて総合的に判断したのであろうか。前回副使であったアクドゥンが正使に、御前三等侍衛旺扎爾^{ワンジャール}及びエメゲン（肩書は乾清門頭等台吉）が副使に任命された。

使節派遣は早々に決められたが、奏文内容の曖昧さは清側も十分に認識して

(29) 『方略』巻43、乾隆3年正月丁丑の条にある奏文では、引用部に当たる文章は一部書換えられ、意味が通らなくなっている。これは「ウリヤンハイ」の語を削除しようとしたことが原因と思われる。編纂史料における「ウリヤンハイ」削除の問題については第4章で述べる。

いたのであろう、ツェリンは北京におけるダシとの交渉の中で、ジューン=ガル側からより具体的な提案を引出そうと努力をしている。乾隆3年2月3日付けのツェリンの奏摺によれば、ツェリンはダシに向かい、アルタイを界としないなら使節は送るべきではないと以前勅を下したので、アルタイを議論することはできない、と釘を刺した上で次のように言っている。

汝等のウリャンハイはアルタイの北側に住んでいる。彼らを元のままに住まわせてほしい、アルタイの南側のエルチス等のところに住む者達を元のままに住まわせてほしい、となお土地を示して辺となし、互いに絶対に信を失わせないようにと〔汝等が〕議せば、私はなお主に請い上奏する。使臣を派遣して可能などころを見て議し終わらせるべきである。(『使者檔』：455)

ツェリンは、より具体的な提案を行った上でお互いの妥協点を探るべきだと訴えているのである。ウリャンハイについては、先に引用したガルダン=ツェリンの奏文で言及されているが、1720年代の交渉の際にも議論となった。ツェワン=ラプタンはガルダンの敗死後にジューン=ガルからハルハに投降したダンジン=アラプタンの子チェリン=ワンブ属下のウリャンハイを要求した。清側はこの要求については拒否したが、ジューン=ガル側が実効支配するアルタン=ノールー帯のウリャンハイの領有を実情に合わせて認める姿勢を示した(瀧谷2008：33-41)。その後、清とロシアのキャフタ(ブーラ)条約締結交渉でもウリャンハイの帰属が争点の一つとなったが、結局現状維持の原則の下、タンヌ山脈北方のウリャンハイ(タンヌ=ウリャンハイ)は清の領有となった⁹⁰⁾。ツェリンはキャフタ条約締結交渉にも参加して、この地方の状況を熟知しており、今回の交渉でも、雍正帝の当初の意図——キャフタ条約で画定されたシャビナイ嶺までの国境線に接続する形での国境画定——をよく理解していたはずである。ツェリンは、ウリャンハイ問題を交渉の俎上に乗せることで、この方面の国境画定の議論を具体化させようとしたのである。ウリャンハイに関しては、今回の交渉では、この段階までは正面からの議論にはなっていなかったのである。

その後ツェリンは、エメゲンを遣わしてダシの考えを再度質したが、ダシは、

⁹⁰⁾ キャフタ条約締結交渉におけるウリャンハイ帰属問題については、Моисеев(1983：41-50)及び樊(2004：34-60)を参照。

辺界交渉については命じられていないと断りながら、「自分の考え」として、「ウリヤンハイが元のまま住む」ことに触れている（『使者檔』：472，2月7日付けツェリンの奏摺）。ところが、さらにその2日後の2月9日、乾隆帝への謁見の際に、ダシは乾隆帝に、ガルダン=ツェリンから清側に伝えるように命じられた内容として、ウリヤンハイが元のまま住むこと、オイラトをアルタイを越えて遊牧させないようにすること、清のカルンの移動の3点をあげた（『使者檔』：468-469，ダシ等の乾隆帝への謁見の記録）。この段階で、ウリヤンハイに関する要求はガルダン=ツェリンの指示によるものだということに変わってしまったことになる。これに対して乾隆帝は次のように言った。

今ガルダン=ツェリンが彼のウリヤンハイ等を元のまま住まわせたいと言ったので、これはなお可能だ。我等の元から置いたカルンを内に撤してほしい言ったことは道理に合わなくなっている。汝等の元々住んでいるウリヤンハイ等を移動させないでにおいて、我がハン祖父、ハン父の時から置いたカルンを動かすことができようか⁽³¹⁾。

乾隆帝はジューン=ガル側に出させた要求を認めることで、カルン移動不可という自らの主張を強化している。この時用意されたガルダン=ツェリン宛ての勅書では、ウリヤンハイについては言及されず、派遣する使節と境界を定めるよう伝えるのみであったが（『使者檔』：503-507），同時に送られたガルダン=ツェリン宛のツェリンの書簡では、ジューン=ガル側のウリヤンハイとハルハ側のウリヤンハイの間の地を斟酌して境界を立て、混乱が生じないようにするべきこと、これについて皇帝に上奏すれば許可されるだろうことが強調されており（『使者檔』：512），ツェリンの考え方がよく表れている。実はウリヤンハイの扱いは、最終的な講和内容にまでつながる重要な論点となるのであり、ツェリンの果たした役割の重要性が改めて確認できよう。

さて、新たな使節の派遣にあたって、清側は前回のフナイ使節へ与えたものに修正・追加する形で9項目からなる指示（交渉の際の主張・回答）を作成した

(31) 『使者檔』：469-470。ダシの乾隆帝への謁見については『方略』巻43，乾隆3年2月甲午の条に記事があるが、やはり「ウリヤンハイ」の語は「界の地にいる者達」と書換えられている。

（『使者檔』：514-523，乾隆3年3月6日の軍機大臣鄂爾泰^{オルタイ}等の奏摺）。このうち、今回の使節に向けて追加・修正したのは前半の5項目で、冒頭にカルン移動の不可が改めて強調されている。問題になっているカルンは2、30名が駐する小規模なもので、そこから数百里距離を置いた「家のカルン（booi karun）」を越えて遊牧することはない、というのが清側の主張であった。第2項目は、チベットに関する内容で、ジューン=ガル使節のチベット派遣要求があった場合は、講和成立後に許可する、としている。続く第3項目では、両路の駐兵は攻めるためのものではないことが強調され、第4項目では、アルタイ山脈南方の境界を原案通りとすることを確認した上で、南方部分にも中間地を設ける新たな提案を用意している。第5項目では、ロブザン=ダンジンの返還を求めないことが明言された。第1項目の末尾に、今回の一度で講和をまとめるべきこと、清側からは二度と使節は派遣しないことが述べられているように、乾隆帝はこの使節派遣によって一気に講和を成立させるつもりであった。

4 最後の清使節のジューン=ガル派遣と講和の成立

(1) アクドゥン使節のジューン=ガルでの交渉

アクドゥン等は、3月21日に北京を出発し、ウリヤスタイでツェリン並びに使節本隊に先んじてハルハに戻って準備を進めていたエメゲン等と地図上で地名を確認した後ジューン=ガルに向けて出発した（『録副』29：046，乾隆3年4月26日付けアクドゥン等の奏摺）。

この時の交渉の様子は、日を追って交渉の詳細を記した乾隆3年10月21日付けのアクドゥン等の奏摺（『録副』29：049-055，以下奏摺A）及び交渉の概要を記して総括した同日付の同じくアクドゥン等の奏摺（『録副』29：047，以下奏摺B）に記されている。

使節は7月6日にジューン=ガルの地に到着、9日に勅書を渡し、18日からガルダン=ツェリン或いはジューン=ガル側の大臣らとの交渉が断続的に行われた。奏摺Bに総括されているように、ガルダン=ツェリンは、「最初から最後に至るまで界を定めることを欲しないと言い、アルタイ山稜に界をなすなら絶対

にできない」と主張した。

以下、奏摺Aによって交渉の経過をたどる。カルンについてガルダン=ツェリンは、「カルンを置くならば、まさに汝等の牧地のへりの近くにカルンを置けばよい。我らの牧地のへりの近くに置くべきだろうか」（7月18日の交渉）、「汝等必ず界を定めたいと言うなら、我等がオイラトの牧地、汝等のハルハの牧地のふたつの間の真ん中を求めて界を定め、それからそこに汝等のカルンを置けばはじめて道理にあうぞ」（8月4日の交渉）等と正論とも言うべき主張を行った。これに対して清側はすでに史書にも載せているカルンを動かすことはできないの一点張りで、8月4日の交渉でエメゲンは「我等大国はロシアと大變平和友好〔的關係〕を結び、辺を定めた時、以前置いたカルンをまた全く撤すところはない」と、またもやロシアとの国境画定の方法を持ち出してガルダン=ツェリンを説得しようとした。

8月13日の交渉では、ウリャンハイの問題が議論となった。ジューン=ガル側は、ジューン=ガル側のウリャンハイは冬季にコブド周辺で遊牧すると主張、境界線をその東方に設ける根拠とした。清側はこれに対して、ウリャンハイとは北方チュイ（河）の地のウリャンハイのことであり、シャビナイ嶺の両側のウリャンハイを分けて混乱させないということである、とジューン=ガル側の主張を退けている。

9月15日の最後の交渉でガルダン=ツェリンが清側に伝えた結論は以下の通りである。

我等のオイラトの牧地、兵、カルンはともにアルタイ山稜を越えず、トルホ、ブヤントウの交点から、南はボルジ、アンギルトウ、ウケク嶺、ガクチャ=シャラに至り、北はソンドル=ククイ、ドルドホイ=ククイ³²⁾、ハルキラ³³⁾、ハラ=バルルクに至り辺となし、ハルハらの牧地をジャブカン等

32) この山の位置は、『雍正十排図』を参照して地図上に示したが（地図上の表記はトルドホイ=ククイ）、当該図ではウブサ=ノールに注ぐカルキラ河源流の南方かつヌケン=ムレン河東方に位置している。

33) ウグリモフ使節と共に1733年にジューン=ガルから帰国したスウェーデン人捕虜レナートが持ち帰った2枚の地図のうちの1枚（レナート第2図、Baddeley 1919: cxvii）では、アラク=ノールに注ぐ河が「ハルキラ」と記されている。ここでの国

の地から越えさせず、汝等のボルジ等の地にあるカルンをともに動かさない。ただ、トルホ、ブヤントウの2カルンは〔コブド〕城に近く、日がたった後、続々と兵を住ませ田を耕すかもしれないので、トルホ、ブヤントウの2カルンを少し移動して置いてはくれまいかと請い上奏する。

ハルハの牧地をジャブカン（河）から越えないとする案は、ガルダン=ツェリンが清側使節にハルハの牧地の西辺はどこかを確認した上で出してきた新たな提案である。国境線については、8月13日の交渉で、ジューン=ガル側は「ハラ=バルルクからサクライ³⁴、ウラン=グム、エケ=アラル、南バルルク、ウケク嶺に至るまでまっすぐに界と」する案を示しており、これに対して、清側はチョイナムカ使節の時のジェルゲ、シラ=フルスを界とする案と同じだと反発していた。すべての地名を地図上で確認することはできないが、ジューン=ガル側の最終案が、やや西方へ移動する形で清側に譲歩していることは明らかである。

ただし、奏摺Bにあるように、これらの案はいずれにしても「二つの牧地のへりの間に界をなす」案であり、アルタイ山脈を境界とし、その東方に中間地を設けるという清側案とは大きな隔たりがあった。清側の案は、雍正帝がチョイナムカ使節に示した最終案から全く変更されていなかったのである。アクドゥン等は「勅に謹んで従い」清側の案を示して「毅然と張り合い、70日余りに至るまで互いに議論し続けた」が、ガルダン=ツェリンは結局再度使節を北京に派遣することで押し切った。アクドゥン等はハリオ使節を伴って9月19日に北京へ向かった。

(2) ハリオ使節の2度の来京と講和の成立

乾隆3年12月、アクドゥン使節とともにジューン=ガル使節ハリオが来京した。この時ハリオに交付されたガルダン=ツェリンへの勅書³⁵では、前節で確

境画定案はこの認識に基づいていると思われる。

34) 位置から考えてサクリ=ハラ河のことかと思われる。

35) 『方略』巻44、乾隆4年2月庚子の条。『使者檔』にはこの時の勅書そのものはない。

認したガルダン=ツェリンの国境画定案を一蹴しながら、オイラトがアルタイを超えずに遊牧するというガルダン=ツェリンの言い方については道理に近いと評価し、続いて次のように述べている。

兵・戦争をやめ、永久に平和友好となれば、界を定めても定めなくてもまことに関係するところはない。汝等のオイラトの牧地を、アルタイ山稜を越えさせず、ウリャンハイを山の北側で遊牧させ、ハルハの牧地を今でも [そうであるように] ジャブカンを越えさせず、ウリャンハイの元の牧地にいるもの達をそれぞれの地に住み絶対にお互いに侵さないようにすれば、全く引っ張り合うことはなくなる。これに沿ってしたがいで返事を上奏して来た時に、ハルハの牧地を私はまた明確に勅を下して永久にしっかりとジャブカンの地から越えさせないようにすることができるぞ。……カルンというのは我がハン祖父、ハン父の時から置いてきたカルンである。これを元のままに置き、コブドに兵を駐屯させず、毎年巡察のものを派遣すべき時に2、30人を派遣し、コブドの地を巡視し、絶対にお互いに侵害せず全く引っ張り合うことなく、また疑う心をなくする。トルホ、ブヤントウの地に城・家を建て、耕作する兵を駐屯させることはないと汝の使臣ハリオ等にも勅を下した。約束を違える理屈はない……³⁶⁾。

勅書の末尾では、パンチェン=ラマの入寂に伴うチベットへの使節派遣要求に対し、講和成立後に100名規模で許可する意向が示されている。

この勅書では、ハルハの牧地をジャブカンから越えさせないとのジューン=ガル側の新提案を、乾隆帝があっさりと受入れている点が注目されるが、それ以上に重要なのは、引用部冒頭の「界を定めても定めなくてもまことに関係するところはない」とする一節である。従来の研究ではこの部分は全く注目されていないが、乾隆帝は、アルタイ山脈を国境線とする清側の案を断固として認めないガルダン=ツェリンに対し、遂に大きく妥協する姿勢を示したのである。この一節は、当然ガルダン=ツェリンの注目するところとなった。

乾隆帝の勅書を受け取ったガルダン=ツェリンは、折り返しハリオを再度北

³⁶⁾ 『使者檔』：699-702。後述する乾隆4年のガルダン=ツェリンの奏文に引用された勅書の文章による。『方略』所載の勅書には省略が多い。

京へ派遣し、ハリオは乾隆4年12月に北京に到着した。ハリオがもたらした奏文では、界を定めることは重要ではないとする乾隆帝の勅書の文章が冒頭で引用され、続いて次のようにあった。

これまで、アルタイは我等の牧地、ハンガイはハルハの牧地 [であり]、破ることなく、黄教を広め衆生を安逸にすることをおたくなせば、全く界を定める定めないではない。だから、私は界を定めるのを望まないことを繰り返して上奏し続けたのである。今大ハンが [私の主張を] 是として明察されたので、黄教を広め衆生を安逸にさせるだろうと、たまらなく喜んだ。
(『使者檔』：700-701)

ガルダン=ツェリンは、国境画定は不要であるとの自らの主張を清側が認めたという前提で、先の勅書にある清側提案の受入れを表明したのである。ただし、チベットへの使節派遣については300名への増員を要求し、また末尾に、貿易に関する交渉についてはハリオに指示したことが記されている。

この奏文を受けて、乾隆5年2月8日にガルダン=ツェリン宛ての勅書がハリオに下される。乾隆帝は、ガルダン=ツェリンがすべてについて自分の指示に従ったとして大きな満足を示した。ただし、アルタイ山脈南方の境界について、ガルダン=ツェリンの奏書に何も触れられていないことを清側は問題視した。清側はアルタイ山脈南方については明確な境界線を引くことになおこだわったのである。勅書には次のようにある。

ただ、先にアルタイから南のハブダク、バイタク、ウラン=ウス、ロブ=ノール、ガス口に至るまで、辺とするところを議した。今回汝はすべてのところをみなわが勅にしたがい [なしたが] アルタイから南の牧地については、上奏する書に [明白に] 示さなかったので、わが大臣が汝の使臣ハリオに [たずねたところ] 彼の言うこと、「今、アルタイの辺の地を明白に界と定めた³⁷⁾。南側に遊牧する者達はなおそれぞれ住んだ地にいるだけだ。その [合意の] 中に [すべては] 含まれているぞ。また何を改めて議

37) 原文は「altai ergi ba be getukeleme (1 語分欠落) toktobuha」。『方略』巻45の当該箇所は「altai alin be jecen obuha babe emgeri getukeleme jorihā」とあり、欠落している1語を「jecen」と推測して訳出した。

することがあるか。」と言う。汝はすべてのところをみなわが勅で指示したのにしたがいが定めた。改めて議すべき件はない。……（『使者檔』：796-797）

ここでのハリオの言葉が本当なら、ハリオはアルタイを界と定めたことを認めていることになる。ところが、この勅書に言うところの、大臣等による質問に対するハリオの回答については、乾隆4年12月13日付けの尚書^{ハイワン}海望等の奏摺に次のようにある。

今、我等がガルダン=ツェリンはすべて勅にしたがいが上奏した。全く界を定めなかつたので、南側に遊牧する者達はなお昔の通りにいるだけだ。また改めて何の話すところがあるか。その〔合意の〕中に〔すべては〕含まれているぞ。（『使者檔』：712）

ハリオの「界を定めなかつた」という言葉が、勅書では「定めた」に変わっている点が注目される。清側の問いに対するハリオの回答を勅書の中に記し、講和を完結させるという案は、実は乾隆帝の命を受けて鄂爾泰^{オルタイ}等がツェリンと会同して出した考えだった（『使者檔』：585-586、乾隆4年12月17日付けオルタイ等の奏摺）。そこでは、ハリオの言葉は、「全く界を定めなかつた」の後の部分から引用されることになっていた。「界を定めた」を意味する一文は勅書作成の際に書き加えられたものであろう。ジューン=ガル側は、あくまで国境は定めていない、牧地については現状維持である、との認識だったのである。ハリオの帰還後、乾隆5年閏6月に、ガルダン=ツェリンは再び使節マンナイを北京に派遣するが、マンナイのもたらしたガルダン=ツェリンの奏文では、「勅書の中にモンゴル人達の古い音の語があり、我等はなおよくわからない」と述べられていた。これに対して乾隆帝は、すべては明白であるとして、前回の勅書と同内容の説明を繰り返すだけだった（『方略』巻45、乾隆5年閏6月甲午、7月乙亥の条）。ガルダン=ツェリンは、アルタイ南方の国境線に関する勅書の文言の問題点に気づきながら、これ以上の議論の紛糾を回避しようとして故意に曖昧な言い方をしたのではないだろうか。いずれにしても、「界を定めなかつた」と認識するジューン=ガル側が、アルタイ南方について清側の想定する境界線を明確に受入れたとは考えにくい。以上のように、この時の清とジューン=ガルの

講和は、一部に両者の国境に対する解釈の違いを含んで成立したものだつたのである。

アルタイ南方に関する部分を除き、今一度講和の中身を整理するなら、次の2点に集約できよう。すなわち、第一に、アルタイ山脈北側のジューン=ガル側のウリヤンハイは現状のままとし、ジューン=ガル側の牧地はアルタイ山脈を越えず、ハルハ側の牧地はジャブカン河を越えない。第二に、アルタイ東麓の清側のカルンについては、築城・駐兵なし、定期的な巡察を条件に現状維持とする。

これまで、この時の講和にウリヤンハイに関する内容が含まれていることは認識されてこなかった。『方略』等の編纂史料では、講和交渉において両者の間でやりとりされた勅書・奏文のウリヤンハイに関する部分はことごとく削除・書換えがなされているからである³⁸⁾。しかしながら、シャビナイ嶺以西のウリヤンハイの帰属を明確にする意味を持つこの取決めは、講和を構成する重要な一部であると言えよう。

なお、この時定められた清とジューン=ガルの境界線についての従来の研究の誤りをここで指摘しておかねばならない。準噶爾史略編写組(1985:179)を始めとする中国側のかんりの研究が、アクドゥン使節との交渉でジューン=ガル側が主張し、乾隆3年12月にハリオ使節がもたらしたガルダン=ツェリンの奏文に盛り込まれた境界案(前節で引用)を清側が認めたとしているのである³⁹⁾。清側がアルタイ山脈を大きく東に越えた国境線を認めるはずはなく、これは明らかな誤りである。また、それ以外の多くの研究においても、この時決められ

38) その理由は定かではない。『方略』はジューン=ガル滅亡後の乾隆20年7月に編纂が開始されている(『高宗実録』巻492、乾隆20年7月甲戌の条)が、この時期には旧ジューン=ガルの支配下にあったアルタイ地方ウリヤンハイの帰属問題がロシアと清の間で持ち上がっている(野田2011:101-109)。或いはこのことが影響したものか。ただし、ジューン=ガルとの講和を受けて、乾隆帝がハルハ王・ジャサク等に、定めた牧地の界を遵守するよう命じた上諭には、ガルダン=ツェリンがウリヤンハイについて奏請したことがかえって省略されずに記されている(『方略』巻44、乾隆5年2月丙子の条)。ジューン=ガルとやりとりされた文書ではないので、削除し損ねたと考えるべきであろうか。

39) 成(1999:83)、周(2003:47)、柳(2009:126)等の著作が同じような立場をとる。

た境界はアルタイ山脈であると捉えられているが⁴⁰、これも正しくない。アルタイ山脈を国境とすることを拒否し続けたジューン=ガル側の主張を、清側が受入れる形で成立したのがこの時の講和だったのである。

国境画定は雍正帝から乾隆帝への代替わりにより、厳密な形から曖昧な形へと大きく後退したと言えるかもしれない。即位から1年余り後、ロシアから届いたウディ河流域の国境画定のさらなる先延ばしを要請する書簡——生前雍正帝が送った書簡への返答であった——に対してあっさりとして承する旨の返書を送ったことに象徴されるように⁴¹、乾隆帝には父帝のような国境画定への強い意欲は見られなかったと言える。当初雍正帝が意図した、現地に双方の官員を派遣しての厳密な国境の設定はもちろん行われることはなかった。その意味で、この時の講和は結果として遊牧の範囲、牧地の境界を定めたにすぎないという言い方ができるのも確かである。

(3) チベットへの使節派遣と貿易・遣使に関する規定

講和の成立と同時に、清側はジューン=ガル側が求めていたチベットへの使節派遣を許可し、清との間の貿易・遣使についての規定が取決められた。この両件も講和の重要な一部と言えるので、その内容について確認しておく。これらについては前節でも引いた乾隆4年12月17日付けオルタイ等の奏摺に清側の原案が詳細に記されている（『使者檔』586-596）。

チベットへの宗教的行為を目的とする使節派遣については、清側は当初100人の制限付きで認める方針であったが、ジューン=ガル側からの要求により300人まで認めることにした。また、チベットへ赴く途中の貿易に関する要求については、肅州から青海の東科爾ドンコルに直接赴き貿易をさせること、自弁を基本とす

40 李（2007：139）、張（1995：361）、Златкин（1964：377）、Гуревич（1983：98）、Боронин（2004：28）等いずれもそのように理解している。

41 乾隆元年12月17日付け理藩院發元老院宛書簡、АВПРИ、ф. 62, оп. 1, 1737, л. 1, л. 14-17. 「滿文俄羅斯檔」（24：20-23, 26）によれば実際の發送は乾隆2年4月であった。なお、この後、清側からこの問題をロシア側に提起した形跡はない。この未画定国境が、後のアイグン条約締結交渉の際にロシア側に利用される結果になることはあまりにも有名である。

るが、必要に応じて家畜・食料等を賞賜することを認め、官兵がチベットまで護送するとした。また、この措置は今回限りのもので、今後のことは再び要請があった時に定めるとしている。チベット遣使に関しては、今後にも適用される規定という訳ではなかったことになる。乾隆5年正月29日付けのオルタイ等の奏摺では、往復の護送について万全を期すべきことが強調されており（『使者檔』：659-665）、清側の慎重な様子が窺える。

貿易・遣使に関する規定については、『方略』（巻45、乾隆5年正月甲寅の条）所載の記事により、キャフタ条約の規定を元にしてしていることがわかるが⁴²⁾、オルタイ等の奏摺によれば、それがより一層明確である。最初にツェワン=ラプタンの時の貿易・使節派遣の例が示されているが、それは、300人を上限として、肅州・甘州・北京で行われ、商売なら自弁、使節の場合は馱運を利用させるというものだった。続いて次のようにある。

我等が国はロシア国と平和となりキャフタの地に商売 [の場所] を設け、章京を置き、面倒を見て毎年商売をさせる。京城に来て商売することは、3年過ぎた後に4年目に1回来させる。この来る時に人数は200を越えさせない。自弁で行う。今ガルダン=ツェリンはすべてのことを勅にしたがいつつしみ従順に定めたので、商売のことをまた行わせるべきである。今後ガルダン=ツェリンがもし上奏することがあれば使臣を派遣するがよい。商売するところを臣等が知れば、ガルダン=ツェリンがもし人を派遣して京城に商売に来るなら、ロシアにならって3年過ぎた後1回商売させたい。肅州、甘州というのは内地であり、キャフタと比較できない。この2箇所商売するところを、2年が過ぎた後1回商売させたい。先にジューン=ガルの商売する人数を300⁴³⁾と定めたが、今ロシアの商売の人数を200としたので、ジューン=ガルの商売しに来る人を300とすることはできない。やはりロシアにしたがい200としたい。

この後、使節は商品を携行せず馱運の利用を許可し、商人は自弁とする、と

42) 曹（2010：72-73）はこの点を明確に指摘している。なお、関係するキャフタ条約の条文（第4条及び第9条）については、吉田（1974：135-142）を参照。

43) 原文は「3年」となっているがこれは明らかな誤りである。

の内容が続く。ここでは、キャフタ条約以後の北京とキャフタ2箇所でのロシアとの貿易体制をジューン=ガルにも当てはめようとしているが、内地である肅州等については、国境の交易場であるキャフタとは同列には扱えないとして、3年に1回という折衷的な案を提示している点が興味深い。同じ日付のもう1件のオルタイ等の奏摺（満漢合璧、『使者檔』：570-579）では、以上の原案に若干の修正・追加がなされている。それによれば、肅州の貿易は、4年に1回、人数は100人とされ、ジューン=ガル側にとってはより厳しい案になっている。また、貿易期間を80日に限定するという規定、さらには、ロシアの北京貿易の年とジューン=ガルの北京、肅州での貿易の年を同一年にはしないという細かい規定も加わっている。80日の期間限定については、キャフタ条約には規定がないが、キャフタ条約以前のロシアの北京貿易の規定には存在しており（澁谷1994：77-78）、これに準拠したものであろう。北京貿易の年をずらした規定については、後述するハイワンとハリオの会談及び最終的に完成した規定では、商品がだぶついて売れなくなることを避けるためとされているが、北京でのロシアとジューン=ガルの接触を避けようとする政治的配慮があることは明らかである（吉田1974：164）。

この案を元に清側はハリオと交渉を行った。乾隆4年12月27日付けのハイワン等の奏摺によれば、その際ハリオは次のように要求した。

ロシア国は全く黄教を敬わない。我等をまたロシアと比べることができるのか。我等の京城に商売する人を500としてほしい。年をはかり肅州で商売するほか、辺の側に住む者達はいつでも2、30人を送って商売できるようにしてほしい。（『使者檔』：732-737）

これまでの交渉でも、両者の間で黄教（チベット仏教）の価値観を共有することは常に確認されてきたが、ロシアが異教の国であることをジューン=ガル側は強調したのである。これに対し清側は、ジューン=ガルのみを特別扱いにはできない、少人数の貿易を許可して問題が生じることは好ましくないとして、これらの要求をすべて却下した。

その後、ハイワン等は、再度ハリオに面会し、貿易規定を読み聞かせて確認した。その際、ハリオは、北京は遠いので、定められた年に貿易を願うものが

いない場合には強制しないでほしいと訴えた。その結果規定には「(貿易は)官によって強制することができるものではない」との文言が加えられ、モンゴル語に翻訳された上でハリオに交付されたのである(『使者檔』759-764, 乾隆5年正月22日付けハイワン等の奏摺)。

以上のように、貿易・遣使に関する規定は、まさにキャフタ条約の援用と言えるものであり、キャフタ条約にはない規定も、ロシアとの関係を背景にして成立したものであった。

チベットへの使節派遣及び貿易等の取り決めは、前節で確認した2項目と合わせて、乾隆5年2月8日(グレゴリオ暦1740年3月5日)にハリオに渡されたガルダン=ツェリン宛ての勅書に記されている。これをもって清とジューン=ガルの講和の最終的な成立とみなしてよいであろう。

お わ り に

以上、1734-40年の清とジューン=ガルの講和交渉の経過をたどってきた。交渉の開始時から、両者がロシアとの関係を強く意識していたことは明らかである。そもそも雍正帝は、交渉での合意の後に現地での詳細な国境画定を行うというキャフタ条約の方式によりジューン=ガルとも国境画定を行おうとした。そして、清側は、交渉においても、中間地(緩衝地帯)の設定やカルンの移動不可について、ロシアとの国境画定交渉の経験を踏まえた主張を行ったのである。一方のジューン=ガル側は、当初はロシアとの関係強化を模索しながら、清に対してはロシアとは国境画定をしなくても平和友好であることを強調し、その後も一貫して国境画定を望まない姿勢を貫いた。

清側が想定する国境線は、アルタイ山脈を基本とし、その東方に中間地を設けるというものだった。雍正帝の後を継いだ乾隆帝も、当初は父の方針を受け継ぎ、明確な国境線の画定を主張したが、アルタイ山脈を国境とすることを拒否するジューン=ガル側の粘り強さに負けて、明確な国境画定がないままでの講和に舵を切る。最終的な講和は、互いにアルタイ山脈、ジャブカン河を越えず、現状の牧地の維持を認め合うというものであった。ただし、講和内容には

もう一つ、アルタイ山脈北側に位置するジューン=ガル側のウリヤンハイについても現状維持を認めるという重要な項目があった。この項目は、キャフタ条約によってロシアとの間で解決したウリヤンハイの帰属問題を、ジューン=ガルとの間でも確認・解決しようとした清側の意向が反映されたものだったのである。

この時同時に取決められた貿易・遣使の規定が徹頭徹尾キャフタ条約及びロシアとの関係を意識して定められたことにも表れているように、この時の講和は、全体として、ロシアと清のキャフタ条約締結を前提とし、その影響の中で成立したものだと言うことができよう。

この講和によって、清は康熙帝の時代以来重くのしかかっていた西北方面の軍事負担から解放される。また、ハルハの牧地の西端が定まったことを受けて、乾隆帝はツェリンにハルハ内部の牧地の画定を命じており⁽⁴⁴⁾、ハルハの安定にとってもこの講和の持つ意義は小さくなかった。ジューン=ガル側からすれば、将来に可能性を残した——アルタイはジューン=ガルの牧地であるとの主張をガルダン=ツェリンは取り下げた訳ではない——とも言える曖昧な形で講和を実現し、制限付きとはいえ、望んでいた清との貿易、チベットへの使節派遣を認めさせたということになる。この後盛んとなる清との貿易はジューン=ガルに大きな利益をもたらしたと言える⁽⁴⁵⁾。そして、この講和の後、ガルダン=ツェリンは西方カザフに対する侵攻を本格化させる（川上1980：32-33）。東方の安定を背景に新たな西方への勢力拡大を開始したのである。

清・ロシア間に続き、清・ジューン=ガル間でも講和が実現し、中央ユーラシア東方には平和共存の時代が到来した。講和成立からわずか5年後のガルダン=ツェリンの死を契機にジューン=ガルは予期せぬ形で混乱・滅亡への道を歩み始めるが、その経緯についてはすでに本稿の扱う範囲ではない。他日を期したい。

(44) この後のハルハにおける牧地の画定については岡（1988）に詳しい。

(45) 講和成立後のジューン=ガルと清の貿易については、準噶爾史略編写組（1985：130-137）に詳しい。



アルタイ山脈周辺概略図
 譚其驥主編『中国歴史地図集』第八冊、清時期（地図出版社、一九八七）、五五―五六頁、烏里雅蘇台図を基本とし、『雍正十排図』、『乾隆十三排図』、MAP: Renzi2 (Bადლეყ 1919: cxvii) を参照して作図した。

史 料

(未公刊資料)

「録副」：中国第一歴史檔案館所蔵，軍機処全宗「滿文録副奏摺」民族（民族事務）類蒙古（蒙族）項

「滿文俄羅斯檔」：中国第一歴史檔案館所蔵，内閣全宗「滿文俄羅斯檔」

「雍正硃摺」：中国第一歴史檔案館所蔵，宮中全宗「雍正朝滿文硃批奏摺」

「準噶爾來使議事檔」：中国第一歴史檔案館所蔵，軍機処全宗「準噶爾來使議事檔」編号1705-1

АВПРИ: Архив внешней политики Российской империи (ロシア帝国外交文書館)

(公刊史料)

『德蔭堂集』：阿克敦『德蔭堂集』，『統修四庫全書』所収

『方略』：『欽定平定準噶爾方略』前編，滿文本，東洋文庫所蔵

『高宗實録』：『大清高宗純皇帝實録』

『国朝柔遠記』：王之春『清朝柔遠記』中華書局，1989

『清史列伝』：『清史列伝』中華書局，1987

『聖武記』：魏源『聖武記』，魏源全集第3冊，岳麓書社，2004

『聖祖實録』：『大清聖祖仁皇帝實録』

『使者檔』：『軍機處滿文準噶爾使者檔』中国第一歴史檔案館，中国辺疆民族地区歴史与地理研究中心合編，中央民族大学出版社，2009

『朔方備乘』：何秋濤『朔方備乘』68卷

『選編』：『清代中俄關係檔案史料選編』第1編，中華書局，1981

『雍正全訳』：『雍正朝滿文硃批奏摺全訳』黄山書社，1998

『雍正十排図』『乾隆十二排図』：『清廷三大実測全図集』外文出版社，2007

РДО: Русско-джунгарские отношения (конец XVII-60-е гг. XVIII вв.) Документы и извлечения, Барнаул, 2006

参考文献

〈ロシア文・欧文〉

Бантыш-Каменский, Н. Н. (1882) *Дипломатическое собрание дел между российским и китайским государствами, с 1619 по 1792-й год*, Казань.

Боронин, О. В. (2004) Погранично-территориальный вопрос в российско-джунгарских отношениях первой половины XVIII в.: теоретический аспект, *Востоковедные исследования на Алтае. Выпуск IV*, Барнаул.: 25-33.

Гуревич, Б. П. (1983) *Международные отношения в Центральной Азии в XVIII-первой половине XIX в.*, Изд. 2-е, Москва.

Златкин, И. Я. (1964) *История Джунгарского ханства (1635-1758)*, Москва.

- Моисеев, В. А. (1977) О джунгаро-цинских переговорах в 1734-1740гг., *Восьмая научная конференция «Общество и государство в Китае», Тезисы и доклады, II*, Москва.: 3-11.
- (1983) *Цинская империя и народы Саяно-Алтая в XVIII в.*, Москва.
- (1998) *Россия и Джунгарское ханство в XVIII веке (Очерк внешнеполитических отношений)*, Барнаул.
- Ходжаев, А. Х. (1988) Джунгаро-цинский договор 1740г., *Новое в изчении Китая*, Москва.: 59-66.
- (2003) *Из истории международных отношений Центральной Азии в XVIII веке, взаимоотношения Цинской империи и Джунгарского ханства, 1695-1758*, Ташкент.
- Baddeley, J. F. (1919) *Russia, Mongolia, China, being some record of the relations between them from the beginning of the XVIIth century to the death of the Tsar Alexei Mikhailovich, A.D.1602-1676, vol.1*, London.
- Perdue, P. C. (2005) *China marches west: the Qing conquest of Central Eurasia*, Cambridge, London.
- 〈中文〉
- 曹雯 (2010) 『清朝对外体制研究』社会科学文献出版社
- 成崇德 (1999) 『18世紀的中国与世界：边疆民族卷』遼海出版社
- 樊明方 (2004) 『唐努烏梁海歷史研究』中国社会科学出版社
- 李秀梅 (2007) 『清朝統一準噶爾史实研究——以高層決策為中心』民族出版社
- 柳岳武 (2009) 『伝統与変遷——康雍乾之清廷与藩部属国關係研究』四川出版集团巴蜀書社
- 張羽新 (1995) 「阿克敦伊犁之行述評」『清代前期西部辺政史論』黒竜江教育出版社：344-365
- 周遠廉主編 (2003) 『清朝通史 乾隆朝分卷上』紫禁城出版社
- 準噶爾史略編写組 (1985) 『準噶爾史略』人民出版社
- 〈日文〉
- 岡洋樹 (1986) 「定辺左副將軍ツェンゲンジャヴとその立場——清朝のハルハ=モンゴル支配研究への導論として——」早稲田大学大学院『文学研究科紀要』別冊13, 哲学・史学編：167-180
- (1988) 「ハルハ・モンゴルにおける清朝の盟旗制支配の成立過程——牧地の問題を中心として——」『史学雑誌』97-2：1-32
- 川上晴 (1980) 「アブライの勢力拡大」『待兼山論叢 (史学篇) 14：27-49
- 香坂昌紀 (2004) 「清代前期のジュンガル政策とその経済効果」『東北学院大学論集 歴史学・地理学』37：1-81
- 齊光 (2009) 「「ロブザン=ダンジンの反乱」前後における青海ホシュート部の動向」

- 『内陸アジア史研究』24：39-60
- 佐口透（1966）『ロシアとアジア草原』吉川弘文館
- （1986）『新疆民族史研究』吉川弘文館
- 澁谷浩一（1994）「キャプタ条約以前のロシアの北京貿易——清側の受入れ体制を中心に——」『東洋学報』75-3・4：65-97
- （2003）「キャプタ条約締結過程の研究——国境貿易条項の成立と清側ロシア文条約——」茨城大学人文学部紀要『人文学科論集』40：57-75
- （2007）「ウンコフスキー使節団と1720年代前半におけるジュン=ガル，ロシア，清の相互関係」茨城大学人文学部紀要『人文コミュニケーション学科論集』2：107-128
- （2008）「1723-26年の清とジュン=ガルの講和交渉について——18世紀前半における中央ユーラシアの国際関係——」『満族史研究』7：19-50
- （2010）「『軍機処滿文準噶爾使者檔訳編』について」『満族史研究』9：43-50
- 鈴木真（2001）『雍正帝と藩邸旧人』『社会文化史学』42：18-41
- 野田仁（2011）『露清帝国とカザフ=ハン国』東京大学出版会
- 松浦茂（2006）『清朝のアムール政策と少数民族』京都大学学術出版会
- （2011）「清朝の遣口使節とロシアの外交姿勢」『アジア史学論集』4：1-22
- 宮脇淳子（1995）『最後の遊牧帝国——ジュンガル部の興亡』講談社
- 森川哲夫（2007）『モンゴル年代記』白帝社
- 柳澤明（1989）「キャプタ条約以前の外モンゴル-ロシア国境地帯」『東方学』77：70-84
- 柳静我（2008）「カンチュンネー暗殺と清朝の対応——雍正期，対チベット政策の側面——」『満族史研究』7：51-79
- 吉田金一（1974）『近代露清関係史』近藤出版社

【付記】 本稿は，2011年7月17日の第48回野尻湖クリルタイ（日本アルタイ学会）における研究発表「1734-1740年の清とジュン=ガルの講和交渉について」の内容に修正を加えたものである。また，本稿は平成23（2011）年度科学研究費補助金（基盤研究C）による研究成果の一部である。

ish, were altered, and they ordered a court conference to discuss a pardon for *Chong Hou* and the re-opening negotiations with the Russians.

At that point in preparation for the court conference the *Zongli Yamen* together with the grand secretary of the cabinet who had been charged with drafting a proposal gained the cooperation of *Weng Tonghe* 翁同龢, and composed a proposal whose content was based on the position it had originally advocated. The majority of the participants in the conference then requested the acceptance of negotiations. The Empress Dowagers who had appeared not to favor negotiations, on the other hand accepted this result, agreeing to permit the negotiations that they had kept on reserve when the persuasion of the *Zongli Yamen* alone had been involved. From this it can be understood that the result of the court conferences influenced the political decision making of the two Empress Dowagers.

**ON THE NEGOTIATIONS FOR THE PEACE AGREEMENT
OF 1734-40 BETWEEN THE QING AND ZUNGHAR:
INTERNATIONAL RELATIONS IN CENTRAL EURASIA
AFTER THE CONCLUSION OF THE TREATY
OF KYAKHTA**

SHIBUYA Kōichi

The peace agreement between Qing and Zunghar of 1740 was a historical turning point in which the two parties established for the first time peaceful and amicable relations, but the understanding of the circumstances and contents of the agreement has been insufficient. This study of the process of the negotiations for a peace agreement and the content of the peace agreement through a detailed examination of newly discovered Manchu language sources addresses the peace agreement from the viewpoint of international relations in central Eurasia and focuses in particular on the influence of the conclusion of the Treaty of Kyakhta of 1728.

From the opening of negotiations both sides were strongly conscious of their relations with Russia. From the start the Yongzheng emperor attempted to determine the national boundary in manner of the Treaty of Kyakhta in which the de-

tails of the national border in the region was decided after the agreement. The Qing side thus advocated establishing a buffer zone and the permanent guard posts, *karun*, in the negotiations on the basis of the experience of negotiations with Russia on determining the border. On the other hand, the Zunghar side, while exploring the strengthening of ties with Russia in the early stage, stressed to the Qing that amicable relations with Russia existed even though the border had not been settled, and thereafter it consistently upheld the position that the settling the border was not desirable.

The Qianlong emperor, who succeeded Yongzheng, yielded to Galdan Tseren who rejected the Qing proposal for a national border set at the Altai Mountains, and agreed to a peace that left the national border undemarcated. The ultimate peace agreement involved mutual recognition of maintenance of the current pasture lands that did not go beyond the Altai mountains or Zavkhan River, and additionally recognition of status quo in regard to the Zunghar Ulyanhai tribe, located on the northern side of the Altai range, which is an important clause that has not previously been recognized. This clause reflected the intention of the Qing side to confirm a resolution with the Zunghar the issue of sovereignty over the Ulyanhai that had been resolved with the Russians in the Treaty of Kyakhta.

It is fair to say that the peace agreement made at this time was predicated in its entirety on the conclusion of the Treaty of Kyakhta between Russia and the Qing and established under its influence as can also be seen in the stipulations on emissaries and trade that were made at the same time during which relations with Russia and the Treaty of Kyakhta were in mind throughout.

SUFI INSTITUTION IN THE RURAL AREA OF NORTHERN INDIA: THE CASE OF KHĀNQĀH KARĪMIYA

NINOMIYA Ayako

In India, the *khānqāh* (a place of religious practice for Sufis), which is a center of activity for *tariqa* (the community of the faithful) composed of a living Sufi shaikh (teacher) and his *murīd* (disciple), is often indivisibly combined with the *dargāh* (the tomb of a saint), which is the place of worship of deceased Sufi saints. In this study I refer to this type of institution as a *khānqāh-dargāh* complex. The